

福井県国土強靱化地域計画

平成 30 年 10 月

(令和 5 年3月 変更)

(令和 6 年3月 変更)

(令和 7 年3月 変更)

福 井 県

目 次

ページ

計画作成の背景、概要	… 1
起きてはならない最悪の事態	… 4
対応	
1 大規模地震等による住宅・建物の倒壊による多数の死傷者の発生	… 6
2 市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	… 8
3 大規模津波等による多数の死傷者の発生	… 9
4 大雪による地域交通・輸送ルートに分断、住宅・建物等の倒壊による多数の死傷者の発生	…11
5 突発的または広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの破壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)	…14
6 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	…17
7 火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死傷者の発生	…19
8 警察、消防等実動機関の被災等による救助・救急活動の絶対的不足	…20
9 医療施設および関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	…21
10 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	…22
11 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	…26
12 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	…27
13 大規模な自然災害と感染症との同時発生	…28
14 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	…30
15 県・市町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	…32
16 サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺	…33
17 コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出	…34
18 農地・森林等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下	…36
19 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	…39
20 ライフライン(電気・上下水道、燃料等)の長期間にわたる機能停止	…45
21 交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	…49
22 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等	

により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態	…52
23 災害対応・復旧復興を支える人材等の不足等により復興できなくなる事態	…53
24 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	…57
25 事業用地の確保、仮設住宅・仮設店舗・仮設事業所等の整備が進まず復旧・復興が大幅に遅れる事態	…58
26 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	…60

〔参考資料〕

本県における大規模自然災害リスク	…63
国土強靱化地域計画と関連する各種計画	…66

はじめに

我が国は、その国土の地理的・地形的・気象的な特性ゆえに、数多くの災害に繰り返しさいなまれてきた。そしてその都度、多くの尊い人命を失い、莫大な経済的・社会的・文化的損失を被り続けてきた。

このため、国においては、平成 23 年の東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、大規模自然災害等の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間を掛けて復旧復興を図る、といった「事後対策」の繰り返しを避け、大規模自然災害から国民の生命・財産・暮らしを守り、サプライチェーンの確保など経済活動を含む社会の重要な機能を維持するため、国全体の強靱性(レジリエンス)向上を図ってきた。

平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「法」という)が公布・施行され、平成 26 年6月「国土強靱化基本計画」(以下「基本計画」という)が閣議決定された。その後、中長期的な見通しに基づき、国土強靱化に関する施策を計画的かつ着実に推進するため、令和5年6月に法改正が行われ、同7月に新たな基本計画が閣議決定された。

このような国の動きに併せて、平成 30 年 10 月、福井県が講じるべき防災・減災対策の指針となる「福井県国土強靱化地域計画(以下「地域計画」という)」を作成し、ハード・ソフトの県土強靱化を推進してきた。この度、近年の災害から得られた知見の反映や国の新たな基本計画で追加されたデジタル等新技術の活用による国土強靱化の高度化や地域における防災力の一層の強化などの取り組みを強化するため、地域計画を変更する。

計画作成の背景、概要

背景

- ・平成 25 年 12 月「国土強靱化基本法」の公布・施行

国：国土強靱化に関する施策の推進を図るため、国土強靱化基本計画を定めるものとする(法第 10 条)

県：国土強靱化に関する施策の推進を図るため、国土強靱化地域計画を定めることができる(法第 13 条)

基本計画と地域計画の関係：地域計画は基本計画との調和が保たれたものでなければならない(法第 14 条)

- ・平成 26 年 6 月 同法に基づく「国土強靱化基本計画」の作成(閣議決定)

〔基本計画の概要〕

位置づけ：国土強靱化に係る国の他の計画等の指針

計画期間：5年間

対象災害：大規模自然災害

計画の構成：①基本目標

②基本目標を達成するために必要な事前に備えるべき目標

③起きてはならない最悪の事態

④推進方針(被害を最小化する対応等)

- ・平成 30 年 10 月「福井県国土強靱化地域計画」の作成

- ・平成 30 年 12 月「国土強靱化基本計画」の変更(閣議決定)

- ・令和 5 年 6 月「国土強靱化基本法」の改正

- ・令和 5 年 7 月「国土強靱化基本計画」の変更(閣議決定)

計画の概要

1 計画の位置づけ

本計画は、法第 13 条に基づく「国土強靱化地域計画」として、県の各種計画等において講じるべき防災・減災対策の指針として作成する。

なお、法第 14 条の規定に基づき、国の基本計画との調和を保つため、計画の基本的な部分(対象災害、基本目標、事前に備えるべき目標、国土強靱化に当たって考慮すべき主要な事項と情勢の変化、国土強靱化を推進する上での

基本的な方針等)は国の基本計画に準じることとする。

2 計画の見直し

今後の国土強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国土強靱化の施策の進捗状況等を考慮し、おおむね5年ごとに計画内容の見直しを行う。

なお、能登半島地震など大規模自然災害からの教訓等、新たな知見が得られた場合は、随時見直しを行う。

3 対象災害

大規模自然災害(地震、風水害、雪害等)とする。

4 基本目標

国土強靱化の理念である基本目標として、次の4項目を掲げる。

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 県および社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 県民の財産および公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興

5 事前に備えるべき目標

基本目標を達成するために必要な事前に備えるべき目標として、次の6項目を掲げる。

- 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- 3 必要不可欠な行政機能を確保する
- 4 経済活動を機能不全に陥らせない
- 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6 起きてはならない最悪の事態の想定、対応

6つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、大規模自然災害が発生した場合の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、事態の回避あるいは被害の最小化に向けた事前の防災・減災対策を行う。

本計画においては、国の基本計画において設定された 35 事態をベースに、国が行うこと等の除外・統合により、本県として対応すべき 26 事態を設定した。

そして、事態ごとに「対処すべき課題」を想定し、起きてはならない最悪の事態 を回避、あるいは被害を最小化するため、「対応」および各関連計画等において講じる「主な取組(被害を最小化する対策等)」、数値目標(KPI)等を記載した。

7 施策分野別事業箇所表

国の「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組み等に対する関係府省庁の支援」に対応する個別事業については、別表で定める。

起きてはならない最悪の事態

No.	起きてはならない最悪の事態
1	大規模地震等による住宅・建物の倒壊による多数の死傷者の発生
2	市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
3	大規模津波等による多数の死傷者の発生
4	大雪による地域交通・輸送ルートの分断、住宅・建物等の倒壊による多数の死傷者の発生
5	突発的または広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの破壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)
6	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
7	火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死傷者の発生
8	警察、消防等実動機関の被災等による救助・救急活動の絶対的不足
9	医療施設および関係者絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
10	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
11	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
12	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
13	大規模な自然災害と感染症との同時発生
14	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
15	県・市町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
16	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺
17	コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
18	農地・森林等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下
19	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
20	ライフライン(電気・上下水道、燃料等)の長期間にわたる機能停止
21	交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
22	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

23	災害対応・復旧復興を支える人材等の不足等により復興できなくなる事態
24	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
25	事業用地の確保、仮設住宅・仮設店舗・仮設事業所等の整備が進まず復旧・復興が大幅に遅れる事態
26	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

対 応

起きてはならない最悪の事態を回避、あるいは被害を最小化するために、事前に備える対応は次のとおりとする。

1 大規模地震等による住宅・建物の倒壊による多数の死傷者の発生

《建築物対策》

◆対処すべき課題

- ・住宅の耐震化や、病院、学校、庁舎など災害時の拠点となる建築物の耐震化等が必要である。
- ・避難路や緊急輸送道路を確保するため、沿道構築物の倒壊防止対策が必要である。

◆対 応

- ・地震等に対する建築物の安全性を高めることにより、震災時の被害の発生等を防止する。
- ・防災活動の拠点となる主要建築物(災害時拠点施設)の耐震性を強化することにより、震災時の災害対策の円滑な実施を図る。

○主な取組み(被害を最小化する対策等)

- ・医療救護の拠点となる医療施設について、地震時にその機能と安全性を確保するため、耐震化を促進する。【健康福祉部】
- ・市町とともに、木造住宅の耐震診断、耐震改修への補助を行い、住宅の耐震化を支援する。また、耐震改修現場の見学会の開催や耐震補強プランを作成した所有者へのダイレクトメール送付など耐震化に関する普及・啓発を図る。【土木部】
- ・不特定多数の者が利用する建築物(飲食店、ホテル、映画館等)や緊急輸送道路沿道の建築物について、防災査察等に合わせ、耐震診断・耐震改修の指導や助言を行う。【土木部】
- ・学校施設について、耐震化に着実に取り組むとともに、吊り天井など非構造部材の耐震対策を推進する。【教育庁、総務部】

◆数値目標(KPI)

指 標	現 状	目 標
住宅の耐震化率	(R4)84.4%	90%
多数の者が利用する建築物の耐震化率	(R4)93.1%	95%

※耐震化は R7 年度の目標値

(参考)

参 考 指 標	現 状
災害時拠点施設耐震改修率 (県有施設)	(R4)100%
学校の耐震化率	
公立小中学校・県立高校	(R2)100%
私立小中高	(R3)100%

◆関連計画

- ・福井県地域防災計画
- ・福井県建築物耐震改修促進計画
- ・福井県住宅宅地マスタープラン

2 市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

《火災対策》

◆対処すべき課題

- ・火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。
- ・消防団、自主防災組織の充実強化を進める必要がある。
- ・木造住宅が密集する市街地での延焼防止等を図る必要がある。

◆対 応

- ・大規模地震時等には、同時に多くの火災が発生し、時間、季節等によっては、さらに延焼し、大規模災害となる可能性があることから、出火、延焼拡大予防のための防火指導の徹底、消防力の強化充実を図る。
- ・延焼を軽減するための道路空間、公園、緑地などオープンスペースの確保等を図る。

○主な取組み(被害を最小化する対策等)

- ・消防団員を確保するため、女性や学生、若者、被用者など入団促進を図るとともに、技能・知識の向上に取り組む。【防災安全部】
- ・県内消防による応援協定に基づいて相互応援を円滑に行うため、平時から訓練等を通じて連携を強化する。【防災安全部】
- ・災害に強いまちづくりに向け、市町と連携し、市街地再開発事業などの面的整備を実施するとともに、火災時の延焼防止空間や災害時の一時避難場所となる都市公園や広場などを整備する。【土木部】

◆関連計画

- ・福井県地域防災計画

3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

《津波・高潮対策》

◆対処すべき課題

- ・気候変動の影響による海面水位の上昇を踏まえた海岸保全基本計画の変更を行い、波浪等による災害を防止する海岸保全施設の整備や津波、高潮災害防止等に向けた警戒避難体制の強化等が必要である。

◆対応

- ・海岸保全基本計画を変更し、気候変動の影響を考慮した海岸堤防等の整備や侵食対策など津波、高波、高潮災害の防止事業を実施するとともに、警戒避難体制の整備、強化を推進する。

○主な取組み(被害を最小化する対策等)

- ・高潮、波浪による災害を防止するため、海岸保全施設を整備する。【土木部、農林水産部】
- ・海岸保全施設について、長寿命化計画に基づき、適切な維持管理・更新を実施する。【土木部、農林水産部】
- ・国が示した海岸保全基本方針の変更にに基づき、海岸保全基本計画の改定を行う。【土木部、農林水産部】
- ・高潮浸水想定区域図を作成し、市町によるハザードマップの作成を支援する。【土木部】

◆数値目標(KPI)

指 標	現 状	目 標
海岸保全施設の整備延長 港湾局所管	(R4)45,389m	45,808m ※敦賀港赤崎地区の整備など
気候変動を踏まえた海岸保全基本計画の改定	(H27)計画策定	(R7)改定
高潮浸水想定区域の指定	未指定	(R7)指定完了
海岸保全施設の更新・修繕完了数 【国土交通省所管】 ・水管理国土保全局所管 ・港湾局所管	(R4)9 箇所 (R4)2 箇所	17 箇所 6 箇所 ※定期点検等による修繕必要箇所

◆関連計画

- ・福井県地域防災計画
- ・福井県公共施設等総合管理計画
 海岸保全施設長寿命化計画
- ・海岸保全基本計画

4 大雪による地域交通・輸送ルートの分断、住宅・建物等の倒壊による多数の死傷者の発生

《雪害対策》

◆対処すべき課題

- ・大雪時の輸送ルートの確実な確保に向け、関係機関による広域的な除雪の連携・迅速な通行規制、鉄道の除雪・運行体制、県民への情報伝達などの強化を図る必要がある。
- ・燃料等の優先的な確保など県民生活を維持していくための体制強化が必要である。
- ・道路・鉄道ネットワーク上におけるドライバー・乗客の長時間にわたる孤立状態の発生を回避するための対策が必要である。

◆対 応

- ・雪に強い道路・鉄道を整備するとともに、各道路管理者など関係機関の連携体制の強化、JR・地域鉄道の除雪・柔軟な運行体制の確保を図る。
- ・燃料等の確保、様々な情報の県民への伝達、高齢者世帯の除雪など県民生活を守る体制を強化する。
- ・大規模な車両滞留や列車の駅間停車による乗客の閉じ込め等の事態を回避するため、ハード・ソフト両面からの対策を進める。

○主な取組み(被害を最小化する対策等)

〈道路〉

- ・雪に強い幹線道路ネットワークの整備を促進する。【土木部】
 - 中部縦貫自動車道県内区間全線開通
 - 国道 8 号石川・福井県境部の整備
(石川県加賀市熊坂町～あわら市笹岡間(牛ノ谷道路、金津道路 8.9km)の早期完成)
(あわら市笹岡～坂井市丸岡町玄女間(福井バイパス 5.4km)の早期4車線化)
 - 国道 8 号南越前町～敦賀市間の整備
(敦賀市拳野～田結間(敦賀防災 3.8km)の早期完成)
(南越前町～敦賀市の残る区間の早期事業化)
 - 福井外環状道路の整備
 - 国道 365 号栃ノ木峠道路の整備
 - 福井港丸岡インター連絡道路の整備
 - 舞鶴若狭自動車道の4車線化
- ・幹線道路網(北陸自動車道、中部縦貫自動車道、舞鶴若狭自動車道、国道8号、27号など)の除雪体制について、国、高速道路会社との連携を強化する。【土木部】
(参考)〔北陸自動車道の冬期道路交通確保対策(NEXCO中日本)〕

人命を最優先に、幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することが重要

降雪予測に応じて応援車両を事前配置し、除雪体制を強化

監視カメラの増設、大雪時の雪氷車両・人員の事前配備、荷主・ドライバーへの出控え
広報、利用者への現場情報の適時提供 等

(参考)〔国道8号冬期道路交通確保対策(国土交通省)〕

国道8号および中部縦貫自動車道は、人命を最優先に、幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することが重要

車両退避スペースの確保、牽引車両の事前配備、監視カメラの増設

除雪機械を増強配備し、区間を分けて効率的な除雪を実施 等

・**県管理道路の除雪体制を強化する。【土木部】**

最重点除雪路線等の見直し

事前排雪・集中除雪体制の強化

関係機関との連携強化

除排雪機械の計画的な更新・増強

除雪オペレータの養成 等

・**県管理道路の消雪設備の整備、雪寒施設の整備を推進する。【土木部】**

〈公共交通〉

- ・大雨や大雪に強く、南海トラフ地震等の際に東海道新幹線の代替補完機能を有する北陸新幹線について、全線整備が一日も早く実現されるよう、政府・与党に要望する。【未来創造部】
- ・大雪時の公共交通(JR各線、地域鉄道、バス)の運行確保に向け、事業者、県、市町の連携を強化し、除雪協力体制、県民への運休・再開の速やかな情報提供などの充実を図る。【未来創造部、土木部】
- ・県内地域鉄道が安全に運行できるよう、老朽化した重要施設・設備の整備・改修、雪害対策の強化を支援する。【未来創造部】

〈県民生活、情報発信等〉

- ・大雪災害時の広域的な燃料供給体制について、県外からの代替輸送など、国、県、石油業界による緊急初動体制を強化する。【産業労働部】
- ・広域的なボランティア受入や地域内の助け合いなど除雪等に携わるボランティア活動を推進する。【未来創造部】
- ・雪の多い本県の特性を考慮し、克雪住宅など雪に強い住まいの普及を促進する。【土木部】
- ・倒壊により道路を閉塞する恐れのある空き家の除却を、市町と連携して支援する。【土木部】

- ・IoT を活用し、降雪の多い地域の路面状況(カメラ映像および路面凸凹情報)や除雪状況など関連情報を、インターネットで随時発信する。【土木部】
- ・雪下ろし等除雪作業時の安全対策、県民や事業者がマイカーの燃料を満タンにしておくこと等、テレビやラジオ、SNS等の様々な広報媒体を用いて、繰り返し県民に周知し、事前の注意喚起を行う。【防災安全部、産業労働部、土木部】
- ・雪や風に強いハウスの整備、融雪装置やハウスの天井を支える支柱の点検、ビニールの除去、漁船の陸揚げや早期除雪などについて、農家や漁家に対し、個別に注意喚起する。【農林水産部】

◆数値目標(KPI)

指 標	現 状	目 標
除排雪機械の更新	—	25 台 ※老朽化による購入必要台数
消雪設備の整備延長	(R4)361km	370km ※武生美山線の整備など

◆関連計画

- ・福井県地域防災計画
- ・道路雪対策基本計画
- ・福井県県民社会貢献活動推進計画

5 突発的または広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの破壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)

《浸水害対策》

◆対処すべき課題

- ・台風、集中豪雨等による被害を防止するため、治水対策、警戒態勢の整備等が必要である。
- ・地震など河川施設等の損壊に伴う浸水被害を防止するため、施設の点検・調査、整備等が必要である。

◆対 応

- ・浸水対策事業(河川改修、ダム等の耐震性向上等)の計画的な施工、施設の点検・調査等を推進する。
- ・浸水想定区域、避難場所、避難路等をまとめたハザードマップの作成など浸水害の警戒・避難の体制等を整備する。
- ・流域の関係者が一体となった流域治水の促進を図る。

○主な取組み(被害を最小化する対策等)

- ・足羽川ダムの建設(2029年度完成予定)や九頭竜川、日野川および北川の直轄管理区間における築堤や河道掘削、堤防強化を促進する。【土木部】
- ・浸水被害が発生した河川や、想定氾濫区域内に家屋が集中している河川を重点的に改修する。【土木部】
- ・流域の市街化により改修のみの対策が困難な河川については、河川改修と洪水調節を目的としたダムの建設を一体的に行う。【土木部】
- ・河川堤防について、定期点検やパトロール等を通じ適切に維持管理を行う。【土木部】
- ・洪水浸水想定区域図の作成、市町によるハザードマップの作成を支援する。【土木部】
- ・県内全ての水系で流域治水プロジェクトを策定する。【土木部】
- ・県有施設について、雨水貯留浸透機能を向上させる。【土木部】
- ・水田の雨水貯留能力を高める「田んぼダム」の取組みを推進する。【農林水産部、土木部】

- ・湛水被害等を防止するため、ため池の改修・補強や、排水機場、排水路等の整備を行う。【農林水産部】
- ・緊急時に迅速な避難が行えるよう、ため池の水位状況を水位計とカメラにより監視できるシステムを導入する。【農林水産部】
- ・河川上流部における森林において、水源涵養機能や山地災害防止機能を発揮させるため、森林整備・治山対策を推進する。【農林水産部】

◆数値目標(KPI)

指 標	現 状	目 標
河川の整備延長(県管理) ※河川整備計画に記載のある河道 掘削や築堤などの整備	(R4)58,600m	65,400m ※底喰川の整備など
洪水浸水想定区域の指定	22 河川	全 191 河川 (R7)指定完了

◆関連計画

- ・福井県地域防災計画
- ・各河川整備計画

《ダム・防災施設点検》

◆対処すべき課題

- ・完成後、時間の経過に伴い老朽化が進むダムや河川管理施設等の維持管理を強化する必要がある。

◆対 応

- ・平素から計画的な点検整備を行い、施設の改善等機能を維持する。
- ・洪水等に対し施設の機能が確実に発揮されるよう、長寿命化計画に基づく計画的な施設の維持管理・更新を行う。

○主な取組み(被害を最小化する対策等)

- ・ダム施設や河川管理施設(水門・樋門等)について、長寿命化計画に基づく計画的な維持管理・更新を実施する。【土木部】

◆数値目標(KPI)

指 標	現状	目標
ダム管理施設の更新・修繕完了箇所数	1 箇所	6 箇所 ※定期点検等による修繕必要箇所
排水機場ポンプの更新・修繕完了箇所数	11 箇所	14 箇所 ※定期点検等による修繕必要箇所

◆関連計画

- ・福井県地域防災計画
- ・福井県公共施設等総合管理計画
 - 河川施設長寿命化計画
 - ダム施設長寿命化計画

6 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

《防災知識の普及対策》

◆対処すべき課題

- ・土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊等による被害を防止するため、土砂災害警戒区域等における砂防施設等の整備が必要である。
- ・頻発化する土砂災害に対し、引き続き土砂災害警戒区域等の指定を進めるとともに、土砂災害警戒情報の精度向上に取り組む必要がある。
- ・盛土規制法に基づき盛土等による災害を防止する必要がある。

◆対 応

- ・集中豪雨等による土砂災害から人命、財産を守るため、土砂災害警戒区域等において、土砂災害対策事業を推進する。
- ・砂防施設等の機能を確実に発揮させるため、計画的な維持管理を進める。
- ・高精度な地形図を活用した基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等の指定を推進する。
- ・気象台と共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準を見直し、円滑な避難を促進する。
- ・盛土規制法に基づき、盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアを規制区域として指定する。

○主な取組み(被害を最小化する対策等)

- ・土砂災害警戒区域等において土砂災害から保全する地区を増やすため、砂防堰堤、急傾斜地崩壊対策施設など砂防施設等を整備する。【土木部】
- ・砂防施設等について、長寿命化計画に基づき、適切な維持管理・更新を実施する。【土木部】
- ・高精度な地形図を活用し、地形改変箇所など新たな危険箇所を把握し、土砂災害警戒区域等の指定を行う。【土木部】
- ・過去の降雨・災害データを踏まえ、土砂災害警戒情報の発表基準の見直しを行う。【土木部】
- ・規制区域となる宅地造成等工事規制区域および特定盛土等規制区域の指定を行う。【土木部】

◆数値目標(KPI)

指 標	現 状	目 標
土砂災害対策施設の整備	(R4)1,016 箇所	1,059 箇所 ※鹿蒜川の整備など
砂防施設等の更新・修繕完了数	(R4)36 箇所	63 施設 ※定期点検等による修繕必要箇所
宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域の指定	未指定	全 17 市町

◆関連計画

- ・福井県地域防災計画
- ・福井県公共施設等総合管理計画
 - 砂防関係施設長寿命化計画

7 火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死傷者の発生

《火山災害対策》

◆対処すべき課題

- ・白山における火山災害は広域に及ぶ可能性があることから、国や関係自治体との連携を図り、連絡体制などを整備する必要がある。

◆対 応

- ・石川県、岐阜県、関係市町村、国等と十分な連携を図り、災害時の情報伝達等にかかる体制を整備する。

○主な取組み(被害を最小化する対策等)

- ・白山に関する噴火警報や降灰予報等が発表された際は、速やかに市町や関係機関等への周知を行う。【防災安全部】

◆関連計画

- ・福井県地域防災計画

8 警察、消防等実動機関の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

《実動機関の応急対策》

◆対処すべき課題

- ・警察施設、消防庁舎の耐災害性を強化する必要がある。
- ・警察災害派遣隊、緊急消防援助隊および自衛隊等の受け入れ体制を整備する必要がある。
- ・災害対応力強化のための体制、装備資機材の充実を図る必要がある。

◆対 応

- ・救出・救助等の災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するため、各機関の活動拠点、相互応援体制等の整備充実を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。
- ・災害時における活動拠点としての機能を維持するため、警察施設、消防庁舎の耐震対策、中・長期的展望に立った施設整備を推進する。

○主な取組み(被害を最小化する対策等)

- ・施設の老朽化・耐震性等を踏まえた施設整備・保全を推進する。【防災安全部、警察本部】
- ・平時における関係機関との連携を強化し、合同訓練を実施する【防災安全部、警察本部】
- ・県外からの実動機関の応援を円滑に受入れるため、訓練等を通じて連携体制を強化していく。【防災安全部】
- ・情報収集用資機材、救出救助用資機材等の装備資機材、災害用装備、情報通信基盤等を充実強化する。【防災安全部】

◆関連計画

- ・福井県地域防災計画
- ・福井県警察大規模災害警備計画

9 医療施設および関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

《医療救護対策》

◆対処すべき課題

- ・発災後は、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、応急医療体制の整備が必要である。

◆対応

- ・医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態を防ぐため、初期医療、後方医療、広域的医療など応急医療体制の整備を促進する。

○主な取組み(被害を最小化する対策等)

- ・医薬品、医療用ガス、医療機器等の確保するため、協定事業所と連携し、医薬品等の適正な供給体制整備を進める。【健康福祉部】
- ・災害時の診療機能を維持するため、災害拠点病院等において事業継続計画（BCP）の策定、見直しを進め、重篤患者の受入体制を整備する。【健康福祉部】
- ・災害時に情報共有を迅速に行えるよう、EMISの利用環境整備に努め、入力操作等の研修・訓練等を実施・強化する。【健康福祉部】
- ・研修実施や訓練への参加により、災害派遣医療チーム（DMAT）の機能の維持・向上を促進する。【健康福祉部】
- ・医療救護の拠点となる医療施設について、地震時にその機能と安全性を確保するため、耐震化を促進する。【健康福祉部】
- ・航空搬送拠点の場所・設備を整備する。【健康福祉部】
- ・令和3年5月に運航を開始した福井県ドクターヘリについて、災害時の活用を想定した訓練等を実施する。【健康福祉部】

◆関連計画

- ・福井県地域防災計画
- ・福井県医療計画

10 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

《災害時健康管理体制の整備》

◆対処すべき課題

- ・被災者の健康管理やこころのケアが円滑に実施できるよう、体制を整備する必要がある。

◆対 応

- ・支援関係者に対する研修を実施するなど、市町や関係機関と連携して、災害時の健康管理やこころのケア実施体制を整備する。

○主な取組み(被害を最小化する対策等)

- ・災害派遣精神医療チーム(DPAT)調整会議の開催や実践的な訓練や研修を実施する。【健康福祉部】
- ・災害発生時に即座に被災地に派遣できるよう、毎年度初めに、災害時の派遣体制を整備【健康福祉部】
- ・健康危機管理研修や各健康福祉センターが開催する関係職員研修等において、災害対応に関する訓練や研修を実施【健康福祉部】

◆関連計画

- ・福井県地域防災計画
- ・福井県医療計画

《多様性に配慮した避難所運営体制の整備》

◆対処すべき課題

- ・避難所運営等に際し、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等も配慮した事前準備を推進する必要がある。
- ・避難所等における生活環境の安全・安心を確保し、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死を防ぐためには、多様なニーズに対応する必要があり、避難所運営をはじめとする、男女共同参画の視点からの防災・災害対応の取り組みが重要。

◆対 応

- ・避難者の情報および多様なニーズを迅速に把握する。
- ・避難所運営等に際し、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等も配慮した利用計画等を策定する。
- ・避難所運営等における女性の参画を推進する。
- ・指定避難所等における生活環境の向上を図る。

○主な取組み(被害を最小化する対策等)

- ・SNS等を活用し、避難所受付の実施や避難所運営にかかる情報発信を行い、避難者情報の把握や情報提供の迅速化を図る。【防災安全部】
- ・避難所において、授乳室や女性専用の物干し場、更衣室の設置や生理用品・女性専用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保を推進する。【防災安全部】
- ・循環式の手洗い所や、トイレトレーラーなどの設備の導入を推進する。【防災安全部】

◆関連計画

- ・福井県地域防災計画

《要配慮者対策》

◆対処すべき課題

- ・大規模な災害時には、要配慮者は特に大きな影響を受けやすいため、要配慮者に配慮した対策を推進する必要がある。

◆対 応

- ・自ら避難することが困難、または避難や避難生活に際し特別な配慮が求められる要配慮者の避難支援体制を整備する。

○主な取組み(被害を最小化する対策等)

- ・社会福祉施設の非常災害対策について、施設の立地条件に応じた非常災害対策計画や災害時避難確保計画、業務継続計画(BCP)の作成、避難訓練の実施、また、内容の検証や見直しを随時行うよう指導する。【健康福祉部】
- ・耐震・耐火構造で、バリアフリー化された福祉避難所の指定を促進する。【健康福祉部】
- ・福祉避難所のマニュアル作成を促進する。【健康福祉部】
- ・市町が作成する避難行動要支援者名簿に基づき、1人ひとりに対する個別避難計画の整備を促進する。【防災安全部】
- ・社会福祉施設等の耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化、および非常用自家発電設備、給水設備、福祉避難所機能の整備を推進する。【健康福祉部】
- ・児童養護施設等、保育所等の耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化、および非常用自家発電設備、給水設備、福祉避難所機能の整備を推進する。【健康福祉部】
- ・隣保館の耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化、および非常用自家発電設備、給水設備、福祉避難所機能の整備を推進する。【健康福祉部】
- ・13 か国語の多言語翻訳が可能な災害情報インターネットシステム等により、外国人に対する情報伝達の充実を推進する。【防災安全部、産業労働部】
- ・福井県災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣に備え、平時から福井県災害福祉支援ネットワーク協議会の開催や実践的な訓練・研修等を実施する。【健康福祉部】

◆数値目標(KPI)

指 標	現 状	目 標
福祉避難所運営マニュアル作成 市町	(R4)9市町	全市町

◆関連計画

- ・福井県地域防災計画

11 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

《飲料水、食料品、生活必需品等の確保対策》

◆対処すべき課題

- ・各家庭、避難所等における備蓄量の確保を促進する必要がある。
- ・被災地の状況にあわせ、支援物資を円滑に受け入れられるよう、対応手順を検討する必要がある。

◆対 応

- ・発災後における住民の生活を確保するため、飲料水、食料品、生活必需品等の備蓄・調達体制を確立する。

○主な取組み(被害を最小化する対策等)

- ・県民に対し、3日分の飲料水、食料、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄および非常持出品の常備について普及・啓発を推進する。【防災安全部】
- ・市町の備蓄状況を把握し、広域圏単位で必要な備蓄を補完できるよう、適切な分散備蓄を図る。【防災安全部】
- ・災害時に応援協定に基づく支援物資を調達する際の手続きが円滑に行えるよう、平時から訓練等と通じて協定締結事業者との連携を強化する。【防災安全部】
- ・あらかじめ指定した広域物流拠点において、国や他県からの大量の支援物資を円滑に受入れ、仕分け、配送できる体制を整え、訓練等を通じて実効性の向上を図る。【防災安全部】

◆関連計画

- ・福井県地域防災計画

12 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

《ヘリコプター、緊急時ヘリポートの活用対策》

◆対処すべき課題

- ・孤立集落に対し、災害時の救助救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に行う必要がある。

◆対 応

- ・近隣府県、警察、自衛隊等の防災関係機関にヘリコプター等の航空機の出動を要請した場合、複数の航空機を効率的かつ安全に運用するための拠点として、福井空港および若狭ヘリポートの活用を図る。
- ・孤立が予想される集落のヘリポートの維持・活用を促進する。

○主な取組み(被害を最小化する対策等)

- ・近隣県や警察、自衛隊、海上保安庁など実動機関のヘリコプターなど複数のヘリコプターおよび船舶など多様な手段で円滑に活動を行えるよう、平時から訓練等を通じて連携を強化する。【防災安全部】
- ・ヘリコプターによる救助救護活動、緊急物資の輸送等を円滑に行えるよう、ヘリコプターの場外離発着場や臨時ヘリポートを活用した実動訓練を警察・自衛隊等と連携して実施する。【防災安全部】

◆関連計画

- ・福井県地域防災計画

13 大規模な自然災害と感染症との同時発生

《防疫・衛生対策》

◆対処すべき課題

- ・家屋、工作物等の倒壊、水道断水、浸水等は、生活環境の悪化を招き、感染症の発生の危険を高めることから、感染症流行等の未然防止を図る必要がある。

◆対 応

- ・家屋内外の消毒、感染症患者の早期発見等感染症予防のための各種措置および食品の衛生監視など防疫に関する措置を講じる。

○主な取組み(被害を最小化する対策等)

- ・災害時に感染症患者が発生した場合や感染症の発生予防の対応のため、必要な防疫用品等を備蓄する。【健康福祉部】
- ・被災地における感染症の発生・まん延を防止するため、平時から感染予防策の普及啓発を行うとともに、予防接種の接種率向上を図る。【健康福祉部】
- ・避難所等建築物の清掃および消毒等について、協定事業者と連携し対処体制を整備する。【健康福祉部】
- ・被災地における臨時給食施設および食品関係業者に対する監視指導を実施し、食中毒等事故の発生および不良食品の販売供給の防止を図る。【健康福祉部】
- ・健康福祉センターは、パンフレット等を活用して食中毒防止を指導し、避難所等における食品衛生の確保を図る。【健康福祉部】
- ・市町が実施する避難所への弁当等の配給について食品衛生に関する指導を行い、食中毒事故の防止を図る。【健康福祉部】
- ・平時から、感染症まん延下を想定した防災訓練を実施し、避難所における感染症の発生・まん延防止を図る。【防災安全部】
- ・災害派遣医療チーム(DMAT)を含む医療従事者について、感染症に係る研修を実施し、新興感染症への対応力を高める。【健康福祉部】

◆数値目標(KPI)

指 標	現 状	目 標
予防接種法に基づく麻しん・風しんワクチンの接種率	(R4)1 期 96.8% 2 期 92.1%	95%以上
予防接種法に基づく五種混合ワクチンの接種率	—	95%以上

※ R5.12.11 日本小児科学会予防接種・感染症対策委員会において、麻しん・風しんワクチン 95%以上の接種率を目指すとしている。

※ R5.12.20 厚労省厚生科学審議会において、R6.4.1 から五種混合ワクチン(ジフテリア、百日せき、ポリオ、破傷風に Hib 感染症を追加)とする方針を決定した。

◆関連計画

・福井県地域防災計画

14 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

《災害警備対策》

◆対処すべき課題

- ・被災時の警察機能維持のため、犯罪の予防、交通の確保など県警察各部門の一体的な活動を展開するとともに、関係機関・団体と緊密な連携を図るなど、災害警備体制の整備、優先度が高い業務の継続性確保が必要である。

◆対 応

- ・大規模災害警備計画および業務継続計画に基づき、大規模災害発生時の警備体制を早期に確立、業務の継続性を確保する。
- ・住民の生命、身体および財産の保護を第一とし、犯罪の予防、交通の確保等の災害警備活動を行う。

○主な取組み(被害を最小化する対策等)

- ・平時から、警察部隊の災害対応能力の向上に努めるとともに、代替施設の確保、装備資機材・通信施設の点検・整備を行う。【警察本部】
- ・発災に備え、業務継続のための執務体制・環境を確立し、被災地域の安全確保、不法事案の取締り、交通対策を行う。【警察本部】

◆関連計画

- ・福井県地域防災計画
- ・福井県警察大規模災害警備計画
- ・福井県警察大規模災害対応業務継続計画

《交通安全施設対策》

◆対処すべき課題

- ・停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞等を回避するため、災害に強い信号機等の整備、災害時における交通情報の収集と提供が必要である。

◆対 応

- ・道路機能の早期回復と交通の混乱防止、緊急通行車両の円滑な通行確保のため、災害に強い交通安全施設等の整備を推進する。
- ・交通流カメラ等の整備および道路交通情報提供業務の充実を図り、災害発生時に迅速的確な道路交通情報の収集・提供を行う。

○主な取組み(被害を最小化する対策等)

- ・信号機の滅灯対策として、老朽化した信号制御機等の更新、倒壊の恐れのある信号柱の建替、信号機のLED化の整備推進、信号機電源付加装置の整備を推進する。【警察本部】
- ・正確な道路交通情報の収集提供に向け、交通流カメラの整備、車両感知器の整備、交通情報板の整備、道路交通情報提供業務の充実を図る。【警察本部】

◆関連計画

- ・福井県地域防災計画
- ・福井県警察大規模災害警備計画

15 県・市町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

《緊急事態の管理体制》

◆対処すべき課題

- ・発災時に優先して取り組む業務を事前に決めておき、限られた資源の効率的な投入による業務継続と早期復旧が必要である。
- ・防災活動拠点となる庁舎機能が低下しないよう、耐震性の強化やネットワークの強靱化が必要である。

◆対 応

- ・災害対策活動を円滑に実施するため、業務継続性の確保など機能的な活動体制を整備していく。

○主な取組み(被害を最小化する対策等)

- ・職員に対して研修会等を通じ、県業務継続計画の周知徹底を図るとともに、訓練等を踏まえ、県業務継続計画を適宜点検・見直しを行う。【防災安全部】
- ・県業務継続計画に基づき、各非常時優先業務の責任者をあらかじめ指名、在籍期間の長い職員が所属の優先業務を担当など、発災時に速やかに業務に着手できる体制を整備する。【総務部】
- ・庁舎機能喪失時に備え、出先機関等における業務継続に向けたネットワークの強靱化を推進する。【未来創造部】
- ・防災、災害ボランティア等の業務経験のある職員を防災担当課の兼務とし、応援体制を整備する。【総務部】
- ・市町向けに業務継続計画に係る研修会等を開催し、同計画の策定を推進する。【防災安全部】

◆関連計画

- ・福井県地域防災計画
- ・福井県業務継続計画

16 サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺

《企業の業務継続対策》

◆対処すべき課題

- ・大規模な自然災害発生時にサプライチェーンを確保するためには、企業の事業継続計画(BCP)策定が必要である。

◆対 応

- ・企業の事業継続計画(BCP)策定に向けて、商工団体、事業者団体、地域団体等を通じた指導や広報を推進する。

○主な取組み(被害を最小化する対策等)

- ・県内商工団体、損害保険会社との連携協定に基づく専門家によるセミナーの実施など、県内企業に対して、BCP策定支援サービスの活用を推進する。

【産業労働部】

◆数値目標(KPI)

指 標	現 状	目 標
BCP策定など防災対策に取り組む県内企業の割合	(R5)59.2%	70%以上

◆関連計画

- ・福井県地域防災計画

17 コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

《石油コンビナート防災対策》

◆対処すべき課題

- ・コンビナート災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を実施するとともに、装備資機材等の充実を図る必要がある。

◆対 応

- ・特別防災区域(福井臨海地区石油コンビナート等特別防災区域)における火事・爆発または石油流出等の予防を図るとともに、災害発生の防御および災害の拡大を防止する。

○主な取組み(被害を最小化する対策等)

- ・消防、海上保安庁等と連携し、定期的(3年に1回)に防災訓練を実施するとともに、計画的な防災資機材の整備を進めていく。【防災安全部】

◆関連計画

- ・福井県石油コンビナート等防災計画

《危険物施設等災害対策》

◆対処すべき課題

- ・危険物施設について、安全管理の徹底を進める必要がある。

◆対 応

- ・危険物施設管理者等に対し、自主保安体制の充実強化など、必要な対策を講じるよう指導する。

○主な取組み(被害を最小化する対策等)

- ・危険物取扱者保安講習の際に、危険物事故の状況分析や事例紹介を行うなど、事故防止に向けた自主保安体制を強化する。【防災安全部】
- ・老朽化した地下貯蔵タンクの所有者に対し、適切な流出事故防止措置を講じるよう消防本部を通じた指導を強化する。【防災安全部】

◆関連計画

- ・福井県地域防災計画

18 農地・森林等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下

《農地保全・治山対策》

◆対処すべき課題

- ・災害リスクに対応した農業用水利施設等の保全管理や機能強化を推進する必要がある。
- ・農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自発的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要がある。
- ・荒廃地や災害の危険性の高い森林において、災害に強い森林づくりを進める必要がある。
- ・農地や森林の適正な管理の推進、農山村集落の衰退防止に向けて、農業や林業の担い手を育成していく必要がある。

◆対 応

- ・用排水施設、ため池、農道施設、地すべり防止施設等の計画的な整備など、農村地域の防災・減災対策を推進する。
- ・地域コミュニティによる農地および農業用施設等の地域資源の適正な保全管理を実施するための共同活動を推進する。
- ・山地災害を未然に防止するため、治山ダムなどの防災施設や森林整備により、災害に強い森づくりを推進する。
- ・農山村集落を守る担い手のため、省力化に資するスマート農業、林業および生産基盤の整備を推進する。

○主な取組み(被害を最小化する対策等)

- ・基幹的農業水利施設、農道施設、地すべり防止施設等について、長寿命化計画等に基づき、最適な時期に補修・更新を行う。【農林水産部】
- ・農地・農業水利施設等の保全管理や復旧等を行う地域共同での活動実施体制を強化する。【農林水産部】
- ・治山施設について、個別施設計画による施設の診断および老朽化対策を計画的に実施する。【農林水産部】
- ・荒廃した森林の復旧、また、土砂崩れ等の山地災害を未然に防止するために、治山施設の整備や森林整備、流木対策を推進する。【農林水産部】
- ・防災意識の高揚を図るため、治山現地研修会や山林保全監視モニター研修会を実施する。【農林水産部】

◆関連計画

- ・福井県地域防災計画
- ・福井県農業振興地域整備基本方針
- ・ふくいの森林林業基本計画
- ・福井県公共施設等総合管理計画

基幹的農業水利施設機能保全計画(用排水路、頭首工、用排水機場、ダム、ため池)

農道施設長寿命化計画

地すべり防止施設長寿命化計画

治山施設個別施設計画

《海岸漂着物対策》

◆対処すべき課題

- ・災害時に海岸に大量の漂流・漂着物が発生した状況下では、農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下が起こり得ることから、回収・処理等を行う必要がある。
- ・台風時の波浪・津波等による被害を軽減することで漁港や交通インフラ等の保全を実現するために、居住地域に隣接する海岸の漂流・漂着物等を撤去する必要がある。

◆対 応

- ・関係者間の迅速な情報共有や連絡調整等の連絡体制の整備を進める。

○主な取組み(被害を最小化する対策等)

- ・回収・処理を迅速に行うため、平時から事案の共有等を行い災害対応の強化を図る。【エネルギー環境部】

◆関連計画

- ・福井県廃棄物処理計画
- ・福井県海岸漂着物対策推進計画

19 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

《通信対策》

◆対処すべき課題

- ・地震、津波、洪水、土砂災害など各種の災害に対処し、通信の途絶防止を図る必要がある。

◆対 応

- ・基幹的な通信施設の整備に当たっては、耐震設計やネットワークの多重化などにより耐震性の確保を図る。
- ・電力の供給停止に備え、通信施設の機能維持に必要な非常用電源に燃料を補給する体制の整備を図る。

○主な取組み(被害を最小化する対策等)

- ・県防災情報ネットワークの通信設備の多重化(地上無線、衛星回線、有線回線)・耐震化を推進するとともに、県庁や中継局等に設置している直流電源装置や非常用発電機始動用バッテリーの更新等を適切に行うなど、非常時の確実な電源供給を図る。【防災安全部】
- ・災害時において非常用発電機の燃料補給を円滑に行えるよう、平時からメンテナンスを通じて燃料補給手順の確認を行う。【防災安全部】
- ・地上系インターネット通信施設が利用不能となっても利用が可能な衛星系インターネットサービスの導入を図る。【防災安全部】

◆関連計画

- ・福井県地域防災計画

《情報発信・収集》

◆対処すべき課題

- ・洪水や土砂災害等の災害関連情報を住民へ迅速かつ確実に伝達し、的確な防災活動、避難活動を支援するため、防災情報提供の充実・強化が必要である。
- ・災害応急対策活動を的確に行うには、被害に関する情報を迅速かつ正確に収集することが必要である。

◆対 応

- ・市町防災行政無線のデジタル化や多様な媒体の活用により、情報通信手段・経路の多様化を図る。
- ・全国瞬時警報システム(Jアラート)との連動を促進するとともに、災害情報共有システム(Lアラート)等の新たな媒体の活用を促進する。
- ・津波発生時において、避難指示の迅速な発令を図る。
- ・河川・砂防総合情報システムによる防災情報提供の充実、強化を進める。
- ・被害情報や避難所開設状況について、市町や消防と情報共有できる災害情報インターネットシステムの活用を図る。

○主な取組み(被害を最小化する対策等)

- ・気象警報や地震情報などを配信する防災のメールマガジンやSNSについて、防災訓練や出前講座などの機会を通じて、登録者の増加を図る。【防災安全部】
- ・避難所において、携帯電話等が輻輳のために利用できない場合でも情報収集が可能な公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備を促進する。【防災安全部】
- ・同報系防災行政無線等とJアラートとの自動連携や防災行政無線のデジタル化を促進する。【防災安全部】
- ・全市町に導入済みのLアラートについて、訓練等を通じて実効性を高め、活用を図る。【防災安全部】
- ・迅速な住民避難を図るため、大津波警報・津波警報・津波注意報の発表時におけるJアラートによる住民への避難の呼びかけについて周知を進める。【防災安全部】
- ・住宅に浸水被害が発生する恐れのある県管理河川に、河川監視カメラや危機管理型水位計を設置し、水位情報を i-ame メールで通知することにより、市町の避難情報発令や住民の主体的な避難行動に必要な情報提供の充実を図る。【土木部】

- ・過去の観測記録を基に最新の予測モデル等を活用して主要河川の水位予測を実施し、市町や住民に対する情報提供の精度向上を図る。【土木部】
- ・災害発生時に、目視外自動飛行機能を備えた災害用ドローンを活用することにより、被災状況を早期に把握し、県民へ迅速に情報を提供する。【土木部】
- ・災害情報インターネットシステムを有効活用するため、市町や消防職員を対象とした研修を行う。【防災安全部】

◆数値目標(KPI)

指 標	現 状	目 標
水位計・河川監視カメラの設置	(R4) 222 箇所	345 箇所 ※皿川など

◆関連計画

- ・福井県地域防災計画

《避難対策》

◆対処すべき課題

- ・地震および津波等から人命を守るため、避難路の点検、緊急時の避難場所および避難所の周知が必要である。
- ・迅速かつ適切な避難誘導を行う体制整備が必要である。

◆対 応

- ・避難路の点検、災害から一時的に難を逃れる緊急時の避難場所、被災者が一定期間避難生活を送るための避難所の周知を行い、迅速かつ適切な避難誘導を行う体制を整備する。
- ・河川の氾濫に係る浸水想定区域を、起こり得る最大規模の降雨による氾濫を想定した区域に見直し、ハザードマップ修正等により住民への周知と避難対策を進める。

○主な取組み(被害を最小化する対策等)

- ・市町と協力し、市町が指定した避難所、避難場所について住民に対して普及啓発を図る。【防災安全部】
- ・市町における避難指示等の発令基準の適宜点検・見直しを促進する。【防災安全部】
- ・洪水浸水想定区域図の作成、市町によるハザードマップの作成を支援する。【土木部】

◆関連計画

- ・福井県地域防災計画

《防災訓練》

◆対処すべき課題

- ・応急対策活動が迅速に実施できるよう自治体間の連携に配慮した訓練や図上訓練の実施、災害の原因・規模、気象条件など幅広い想定に基づく訓練の実施など、防災関係機関の連携体制の強化が必要である。
- ・住民の防災意識の向上のため、防災関係機関が住民、関係機関の協力を得て実施する各種訓練が必要である。

◆対 応

- ・隣接自治体間連携による広域的な訓練、図上訓練、災害の原因・規模、気象条件など幅広い想定に基づく訓練を実施し、連携体制を強化する。
- ・住民、関係機関の協力を得て総合防災訓練をはじめ各種訓練を実施する。

○主な取組み(被害を最小化する対策等)

- ・広域的な応援協力を前提とした市町域・県域を越えた広域な合同防災訓練を定期的に実施する。【防災安全部】
- ・自衛隊、警察、消防、海保等と連携し、水害・地震・津波災害等の様々な条件を想定した実践的な総合防災訓練を行う。【防災安全部】
- ・総合防災訓練実施の際に、市町と協力して住民避難訓練を実施し、住民の防災意識の向上を図る。【防災安全部】

◆関連計画

- ・福井県地域防災計画

《防災知識の普及対策》

◆対処すべき課題

- ・県民一人ひとりが日頃から災害について認識を深め、自分の生命、身体、財産はまず自分で守るということを意識し行動することが必要である。

◆対 応

- ・県民の防災意識の向上のため、広報や教育など防災知識の普及啓発を推進する。

○主な取組み(被害を最小化する対策等)

- ・県や市町の職員等に対し、研修等により防災知識の普及・徹底を図る。【防災安全部】
- ・県民に対し、防災用語の理解や避難場所・避難所の確認、適切な避難行動、県内外で発生した過去の大規模災害の教訓等について、様々な機会を通じて普及啓発を図る。【防災安全部、産業労働部、土木部】
防災講習会の実施、小・中学生対象の防災出前授業、メディアによる情報発信
多言語による広報、 など
- ・地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を推進する。【教育庁】

◆関連計画

- ・福井県地域防災計画
- ・福井県教育振興基本計画

20 ライフライン(電気・上下水道、燃料等)の長期間にわたる機能停止

《電力・燃料対策》

◆対処すべき課題

- ・電力供給遮断などの非常時に、避難所や防災拠点等において、電力や燃料を確保する必要がある。
- ・災害時の迅速な輸送ルート確保に向けて、関係機関の連携など必要な体制整備を図る必要がある。

◆対 応

- ・総合防災訓練など各ライフライン事業者が参画する訓練を通じて、連携体制を強化する。
- ・災害時に備え、各道路管理者など関係機関との連携体制を強化する。

○主な取組み(被害を最小化する対策等)

- ・災害時に電力や燃料(石油燃料、LPガス)を確保するため、平時から訓練等を通じて各事業者との連携を強化する。【防災安全部】
- ・災害時の広域的な燃料供給体制について、県外からの代替輸送など、国、県、石油業界による緊急初動体制を強化する。【産業労働部】
- ・幹線道路網(北陸自動車道、舞鶴若狭自動車道、中部縦貫自動車道、国道8号、27号など)が寸断されないよう、国、高速道路(株)、県、市町の連携体制を強化するとともに、災害時の脆弱性が懸念される区間の整備および道路構造の改良、法面对策など防災機能の強化を促進する。【土木部】
- ・荒廃した森林の復旧、また、土砂崩れ等の山地災害を未然に防止するために、治山施設の整備や森林整備、流木対策を推進する。【農林水産部】

◆関連計画

- ・福井県地域防災計画

《上・下水道、工業用水施設対策》

◆対処すべき課題

- ・災害による寸断など上・下水道施設、農業・工業用水施設について、市町等と連携し耐震化等を着実に進めていく必要がある。
- ・大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制を整備する必要がある。

◆対 応

- ・施設の耐震性を強化して、被害を最小限にとどめ、施設の迅速な復旧を可能とするために必要な施策を実施する。

○主な取組み(被害を最小化する対策等)

〈上水道〉

- ・市町における水道施設・管路の計画的な耐震化・更新を推進する。【土木部】
- ・災害時における迅速な対応や水道機能の維持・回復のため、市町における危機管理マニュアル(地震、風水害)または業務継続計画(BCP)の策定を推進する。【土木部】

〈下水道〉

- ・流域下水道施設について、耐震補強や長寿命化計画に基づく維持管理・更新を計画的に実施する。【土木部】
- ・事業継続計画(下水道BCP)に基づき、災害時に速やかに下水道機能を維持・回復させるための訓練を実施する。【土木部】

〈工業用水〉

- ・工業用水施設の耐震化を推進する。【産業労働部】
- ・近畿2府4県の相互応援協定に基づき、定期的に訓練を実施する。【産業労働部】

◆数値目標(KPI)

指 標	現 状	目 標
危機管理マニュアルまたはBCP策定率	(R5)47%	100%
工業用水道事業耐震化	福井臨海着手済	施設耐震化完了 (福井臨海、沈殿池)

◆関連計画

- ・福井県地域防災計画
- ・福井県公共施設等総合管理計画
 - 九頭竜川流域下水道ストックマネジメント計画

《自立・分散型エネルギーの導入促進》

◆対処すべき課題

- ・災害時の電気、ガス等の供給停止に備え、代替エネルギーの確保が必要である。

◆対 応

- ・太陽光、バイオマス、小水力など再生可能エネルギーの導入を促進する。

○主な取組み(被害を最小化する対策等)

- ・再生可能エネルギー設備の導入を支援する(売電収入の一部を活用し、地域振興を図る)。【エネルギー環境部】
- ・企業の太陽光発電設備および蓄電池の導入を支援する。【エネルギー環境部】

◆関連計画

- ・福井県環境基本計画

21 交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

《交通施設・輸送対策》

◆対処すべき課題

- ・陸海空の交通ネットワークを確実に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害等や老朽化対策を着実に進める必要がある。
- ・迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実など必要な体制整備を図る必要がある。

◆対 応

- ・交通ネットワークを維持するため、各施設等の耐震設計や陸海空を通じた輸送ルートの実現などによる耐震性の強化およびリダンダンシーの確保や被害軽減のための施策を実施する。
- ・鉄道事業者と連携し、鉄道施設の安全性向上に資する設備の機能向上や長寿命化を促進する。
- ・災害に備え、平時から道路等交通施設の計画的な維持管理を実施する。

○主な取組み(被害を最小化する対策等)

〈鉄道〉

- ・大雨や大雪に強く、南海トラフ地震等の際に東海道新幹線の代替補完機能を有する北陸新幹線について、全線整備が一日も早く実現されるよう、政府・与党に要望する。【未来創造部】
- ・県内地域鉄道の安全な運行を確保するため、老朽化した重要施設・設備の整備・改修等を支援する。【未来創造部】

〈道路〉

- ・災害に強く安全性・信頼性の高い幹線道路ネットワークを確保するため、中部縦貫自動車道、舞鶴若狭自動車道(4車線化)、福井港丸岡インター連絡道路、福井外環状道路等の高規格道路や国道8号、27号等の地域をつなぐ主要道路、県境道路の整備を進める。【土木部】
中部縦貫自動車道県内区間全線開通など
- ・災害時に北陸道、国道8号の代替路にもなる国道365号柎ノ木峠道路の整備を促進する。【土木部】
- ・緊急輸送道路における橋梁の耐震補強を実施する。【土木部】
- ・落石の恐れがある道路の斜面对策を実施する。【土木部】
- ・緊急車両等の通行を確保するため無電柱化を実施する。【土木部】
- ・橋梁について、長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。【土木部】

- ・幹線道路網(北陸自動車道、舞鶴若狭自動車道、中部縦貫自動車道、国道8号、27号など)が寸断されないよう、国、高速道路(株)、県、市町の連携体制を強化するとともに、災害時の脆弱性が懸念される区間の整備および道路構造の改良、法面对策など防災機能の強化を促進する。【土木部】
- ・トンネルについて、長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。【土木部】
- ・倒壊により道路を閉塞する恐れのある空き家の除却を、市町と連携して支援する。【土木部】
- ・道路啓開計画に基づき、被災時における迅速な救援ルートを確保するための訓練を実施する。【土木部】
- ・住民によるスマートフォン等から、道路など公共施設の不具合の通報を受け、迅速に修繕等の対応を実施する仕組みを構築する。【土木部】
- ・大雨、地震等の大規模災害発生後においては、必要に応じて「福井県災害時交通マネジメント検討会」を設置し、渋滞緩和の対策等の検討を行う。【土木部】

〈港湾〉

- ・日本海側の物流拠点機能および太平洋側港湾の代替機能を強化するため、敦賀港鞠山南地区国際物流ターミナル岸壁の整備を促進するとともに、ふ頭用地の造成を実施する。【土木部】
- ・港湾施設について、長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。【土木部】
- ・重要港湾において、事業継続計画(港湾BCP)に基づき、災害時に速やかに港湾機能を維持・回復させるための訓練を実施する。【土木部】

〈漁港〉

- ・流通・防災拠点漁港の防災機能を高め、陸揚岸壁など施設の耐震化を進めるとともに、漁港施設の波浪・高潮災害被害防止施設の整備を推進する。
【農林水産部】
- ・漁港施設について、長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。【農林水産部】

〈空港〉

- ・管理主体と関連機関が平時より連携し、福井空港の機能維持のための施設整備や長寿命化計画に基づく計画的な維持管理・更新を実施する。【土木部】

◆数値目標(KPI)

指 標	現 状	目 標
道路改良済延長(県管理)	(R4)1,516km	1,545km ※国道 416 号 白方～布施田バイパスの整備など
道路斜面对策完了箇所数	(R4)348 箇所	368 箇所 ※国道 305 号の整備など
無電柱化整備延長	(R4)11.8km	14.0km ※県道鯖江停車場線の整備など
橋梁の修繕完了箇所数	(R4)316 箇所	582 箇所 ※定期点検等による修繕必要箇所
トンネルの修繕完了箇所数	(R4)116 箇所	163 箇所 ※定期点検等による修繕必要箇所
道路啓開計画策定	-	(R6)策定完了
心頭用地造成 (敦賀港鞠山南地区)	(R4)24.7ha	29.5ha ※敦賀港鞠山南地区 2 期工事の整備
港湾施設の修繕完了箇所数	(R4)16 箇所	30 箇所 ※定期点検等による修繕必要箇所
陸揚岸壁(漁港)の耐震化	(R4)2箇所	3箇所 ※定期点検等による修繕必要箇所
漁港施設の老朽化対策	(R4)28 箇所	43 箇所 ※定期点検等による修繕必要箇所

◆関連計画

- ・福井県地域防災計画
- ・福井県公共施設等総合管理計画
 - 橋梁・トンネルの長寿命化計画
 - 港湾施設の長寿命化計画
 - 空港施設の長寿命化計画
 - 機能保全計画(漁港の長寿命化)
- ・福井県域道路啓開計画

22 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

《復興計画の策定》

◆対処すべき課題

- ・地域の特性に応じた復興まちづくりを計画的に進めていくための事前の取組が必要である。

◆対 応

- ・復興計画の円滑で迅速な審議を行うため、事前に復興計画の策定体制を整備するとともに、各種データの総合的保全を実施する。

○主な取組み(被害を最小化する対策等)

- ・必要に応じ、国の復興基本方針に即した復興計画を作成し、円滑かつ迅速な復興を図る。【防災安全部】

◆関連計画

- ・福井県地域防災計画

23 災害対応・復旧復興を支える人材等の不足により復興できなくなる事態

《人材不足対策》

◆対処すべき課題

- ・自治体の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。
- ・災害時応援協定に基づき、被災した公共土木施設の応急復旧が迅速かつ適切に実施できる体制の確保・強化が必要である。
- ・復旧復興に重要な役割を持つ建設産業の担い手の確保・育成が必要である。

◆対 応

- ・大規模災害においては、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定されることから、他地域からの応援または他地域への応援を必要とする場合に備え、広域の相互応援体制を整える。
- ・被災した公共土木施設の応急復旧が迅速かつ適切に実施できるよう、防災協定や人材育成等を行いながら、体制を確保・強化する。
- ・業界団体等と連携し、建設産業の担い手の確保・育成を推進する。

○主な取組み(被害を最小化する対策等)

- ・県・市町との応援協定に基づき、県内被災市町への応援を迅速に行う際の手続きが円滑に行えるよう、平時から訓練等を通じて連携を強化するとともに、応援時の現地支援機能の強化および資機材充実を図る。【防災安全部】
- ・他県との相互応援を円滑に行うため、平時から応援・受援体制の充実を図るとともに、備蓄物資の保有状況等の情報共有を図っていく【防災安全部】
- ・建設業協会、測量設計業協会等との災害時応援協定に基づく対応訓練等を実施する。【土木部】
- ・地震で被災した建物や宅地について、余震等による二次災害を防止するため、講習会や模擬訓練を実施し、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士を養成する。【土木部】
- ・建設団体と連携し、建設産業における入職促進、離職防止につながる取組み、外国人労働者等、新たな人材を活用する取組みを実施【土木部】

◆関連計画

- ・福井県地域防災計画

《自主防災組織の育成対策》

◆対処すべき課題

- ・大規模災害時には、「共助」による地域での助け合いが重要であることから、地域の防災力の向上を図る必要がある。

◆対 応

- ・行政と住民が一体となって災害対策活動に取り組み、被害拡大を防止するため、地域における自主防災組織の育成・強化を図る。

○主な取組み(被害を最小化する対策等)

- ・地域の防災リーダーを担う防災士の充実を図るため、資格取得を支援する。

【防災安全部】

- ・自主防災組織リーダー等を対象とした研修を行い、知識の習得を促進する。

【防災安全部】

◆数値目標(KPI)

指 標	現 状	目 標
防災士の養成人数	(R4)4,055 人	4,150 人

R6 年度末目標

◆関連計画

- ・福井県地域防災計画

《ボランティア活動体制》

◆対処すべき課題

- ・ボランティアの迅速な受入れや、ボランティア団体等との連携強化を図る必要がある。

◆対 応

- ・ボランティア活動が円滑に実施されるよう、ボランティア団体等との協働による組織体制を整備するとともに、県内外のボランティア団体等との連携強化を図る。

○主な取組み(被害を最小化する対策等)

- ・社会福祉協議会やNPO団体などで構成される福井県災害ボランティアセンター連絡会を開催し、災害時の備え、団体相互間の情報交換等を行う。【未来創造部】
- ・災害模擬訓練を実施し、災害ボランティアセンターの設置・運営のシミュレーションを行う。【未来創造部】
- ・災害ボランティアセンター機能強化研修を実施し、災害ボランティアのリーダーやコーディネーターを育成する。【未来創造部】

◆関連計画

- ・福井県地域防災計画
- ・福井県県民社会貢献活動推進計画

《生活支援総合相談窓口の設置》

◆対処すべき課題

- ・発災直後から復旧・復興期に至るまで、県民から生活再建等に関する相談が多数寄せられることが想定されるため、関係機関と連携して対応する必要がある。

◆対 応

- ・災害が発生した場合、被害の状況に応じ、被災者の健康の確保、税の減免、融資、住宅の確保など生活全般にわたって相談に応じられるよう総合相談窓口を開設する。

○主な取組み(被害を最小化する対策等)

- ・国、市町および関係機関による総合窓口を円滑に開設するため、平時から連絡先の情報共有を行う。【防災安全部】
- ・県行政書士会との協定に基づく、支援に関する被災者相談窓口の開設・運営について、平時から訓練等を通じて連携強化する。【防災安全部】

◆関連計画

- ・福井県地域防災計画

24 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

《廃棄物処理対策》

◆対処すべき課題

- ・被災地における廃棄物の収集処理を適切に実施し、環境衛生の向上を促進する必要がある。

◆対 応

- ・災害廃棄物の仮置場の確保を促進するとともに、市町における災害廃棄物処理計画の実効性の向上を図る。

○主な取組み(被害を最小化する対策等)

- ・市町において災害廃棄物を適正に処理するために、災害廃棄物の仮置場確保や悪臭・害虫防止など仮置きした廃棄物の管理体制の整備を促進する。【エネルギー環境部】
- ・大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会が実施する情報伝達訓練を通じ、災害廃棄物処理計画の実効性向上を促進する。【エネルギー環境部】
- ・適切な老朽化対策の実施等により、廃棄物処理施設の処理機能の維持および強靱化を促進する。【エネルギー環境部】

◆数値目標(KPI)

指 標	現 状	目 標
災害廃棄物処理に係る教育・訓練の実施回数	(R4)1回	年2回以上

◆関連計画

- ・福井県地域防災計画
- ・福井県廃棄物処理計画(災害廃棄物の処理)

25 事業用地の確保、仮設住宅・仮設店舗・仮設事業所等の整備が進まず 復旧・復興が大幅に遅れる事態

《地籍調査の促進》

◆対処すべき課題

- ・災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには地籍調査により土地境界を明確にしておくことが重要であることから、地籍調査の推進を図る必要がある。

◆対 応

- ・大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する地籍調査を推進する。

○主な取組み(被害を最小化する対策等)

- ・市町が実施する地籍調査の取組を支援し、大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する土地の基礎的な情報の整備を推進する。【農林水産部】
- ・大規模地震発生時による想定される土砂災害等による区域を集中的、効率的な地籍調査事業の促進を図る。【農林水産部】

◆関連計画

- ・福井県地域防災計画

《仮設住宅等の迅速な供給体制》

◆対処すべき課題

- ・大規模災害発生後、自宅へ戻ることができない被災者の住まいの確保応急仮設住宅等の建設が迅速に進むよう、被害状況を早急に把握し応急仮設住宅等を供給できる体制や人材育成が必要である。

◆対 応

- ・市町や関係機関と連携を図り、応急仮設住宅等に関する研修会の実施や建設用地の事前設定などを促進する。

○主な取組み(被害を最小化する対策等)

- ・応急仮設住宅等に関する研修会を定期的に行い、平常時から市町や協定団体等との情報共有や連携を図る。【土木部】
- ・市町が設定している応急仮設住宅の建設候補地について、実現性を考慮した見直しを図り、建設候補地を定期的に更新する。【土木部】

◆関連計画

- ・福井県地域防災計画

26 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

《文化財保護防災対策》

◆対処すべき課題

- ・文化財(建造物)や文化財収蔵施設等の耐震化や防災設備の整備を強化する必要がある。
- ・文化財に起こりうる被害を具体的に想定し、予防措置や対応措置を強化する必要がある。

◆対 応

- ・文化財の防災計画を策定し、被害を最小限にとどめるための予防措置や対応措置を実施する。
- ・耐震化や防災設備の充実を図るとともに、定期的な点検を行い、文化財の損失防止を図る。
- ・有形無形の文化財を映像等に記録し、アーカイブなど、文化財の保護対策を進める。

○主な取組み(被害を最小化する対策等)

- ・各市町の防災ハザードマップを基に、文化財防災ハザードマップの作成を推進する。【教育庁】
- ・火災に対応できる消火設備や、地震時等における転倒防止のための免震台の導入など、防災設備の整備を所有者に促すとともに、整備の維持管理に際して、定期的な点検に加え、老朽時の設備入れ替えを見据えた計画作成を促す。【教育庁】

◆関連計画

- ・福井県文化財保存活用大綱

《環境的資産の保全》

◆対処すべき課題

- ・自然環境の持つ防災・減災機能等が持続的に発揮されるよう、自然公園等施設の整備・長寿命化を推進する必要がある。

◆対 応

- ・自然環境の持つ防災・減災機能等を維持するため、計画的な自然公園の整備を図る。

○主な取組み(被害を最小化する対策等)

- ・自然公園等施設について、施設の長寿命化を図るため、計画的に整備、維持管理および更新を実施する。【エネルギー環境部】

◆数値目標(KPI)

指 標	現 状	目 標
自然公園等施設の改修等の完了率	(R4)10.4 %	60 %

◆関連計画

- ・福井県環境基本計画

参 考 資 料

本県における大規模自然災害リスク

過去の主な自然災害(県地域防災計画 資料編より)

地震

・昭和 23 年6月 福井地震

震度6、マグニチュード7.1

死者 3,728 人、負傷者 21,750 人

建物(全壊 35,382 戸、半壊 10,542 戸、焼失 3,851 戸)

風水害(短期的・局地的豪雨、台風)

・昭和 40 年9月 三大風水害(台風第 23 号、奥越豪雨、台風第 24 号)

死者 33 人、負傷者 205 人

建物(全壊 1,012 戸、半壊 1,448 戸

床上浸水 3,257 戸、床下浸水 12,683 戸)

道路決壊 1,260 か所、橋りょう流出 257 か所

堤防決壊 1,045 か所

被害総額 35,104 百万円

・平成 16 年7月 福井豪雨

死者 4 人、行方不明 1 人、重軽傷者 15 人

建物 住家被害(全壊 57 棟、半壊 142 棟、一部破損 212 棟

床上浸水 3,323 棟、床下浸水 10,334 棟)

非住家 (公共建物 47 棟、その他 829 棟)

被害 田被害 2,067ha、道路 634 か所、橋りょう 18 か所

河川 311 か所、崖くずれ 185 か所、鉄道不通 5 か所

公共施設被害 9,363 百万円

・平成 25 年9月 台風第 18 号

死者 1 人

建物 住家被害(全壊 5 棟、半壊 2 棟、一部破損 13 棟

床上浸水 78 棟、床下浸水 320 棟)

非住家 (その他 19 棟)

公共施設被害 2,906 百万円

その他被害 76 百万円

・平成 30 年9月 台風第 21 号

重軽傷者 7 人

建物 住家被害(半壊 4 棟、一部破損 23 棟)

非住家 (公共建物 1 棟、その他 4 棟)

公共施設被害 116 百万円
その他被害 4 百万円

・令和4年8月 令和4年8月大雨

建物 住家被害(全壊 8 棟、半壊 70 棟、一部破損 1 棟
床上浸水 85 棟、床下浸水 184 棟)
非住家 (その他 14 棟)
公共施設被害 6,454 百万円
その他被害 2 百万円

雪 害

・昭和 38 年1月 38 豪雪

福井 213cm、大野 287cm、敦賀 154cm という観測以来の
大雪
死者 25 人、負傷者 48 人
建物(全壊 623 棟、半壊 69,653 棟(一部破損含む)
床上浸水 323 棟、床下浸水 2,665 棟)
被害 田畑 183ha、道路 373 か所、橋りょう 106 か所
船舶 65 隻、国鉄ほぼ1週間不通、私鉄ほぼ1か月不通

・昭和 56 年1月 56 豪雪

福井 196cm、大野 276cm、武生 186 cm、敦賀 196 cmを記
録
死者 15 人、重軽傷 134 人
建物 住家被害
(全壊 37 棟、半壊 40 棟、一部破損 2,750 棟
床上浸水 72 棟、床下浸水 860 棟)
非住家
(全壊 347 棟、半壊 126 棟、一部破損 2,188 棟
床上浸水 10 棟、床下浸水 59 棟)
被害総額 128,311 百万円

・平成 18 年1月 平成 18 年豪雪

福井 95 cm、大野 162 cm、武生 92 cm、敦賀 73 cm
死者 15 人、重軽傷 162 人
建物 住家被害(全壊 1 棟、半壊 4 棟、一部破損 390 棟)
非住家 (公共建物 6 棟、その他 103 棟)
被害総額 1,093 百万円

・平成 30 年2月 平成 30 年豪雪

福井 147 cm、大野 177 cm、武生 130 cm、敦賀 57 cm
死者 12 人、重軽傷 113 人

建物 住家被害(全壊 1 棟、半壊 5 棟、一部破損 438 棟
床下浸水 7 棟)
非住家 (半壊以上 113 棟)

・令和3年1月 令和3年 1 月大雪

福井 107 cm、大野 162 cm、武生 64 cm、敦賀 16 cm
死者 6 人、重軽傷 91 人
建物 住家被害(全壊 1 棟、半壊 1 棟、一部損壊 3 棟
床上浸水 2 棟、床下浸水 14 棟)
非住家 (その他 2 棟)

国土強靱化地域計画と関連する各種計画

福井県公共施設等総合管理計画	(総務部)
福井県県民社会貢献活動推進計画	(未来創造部)
福井県地域防災計画	(防災安全部)
福井県石油コンビナート等防災計画	(防災安全部)
福井県環境基本計画	(エネルギー環境部)
福井県廃棄物処理計画	(エネルギー環境部)
福井県海岸漂着物対策推進計画	(エネルギー環境部)
福井県業務継続計画	(総務部・防災安全部)
福井県医療計画	(健康福祉部)
福井県農業振興地域整備基本方針	(農林水産部)
ふくい森林・林業基本計画	(農林水産部)
国土利用計画	(土木部)
福井県道路の将来ビジョン	(土木部)
道路雪対策基本計画	(土木部)
福井県域道路啓開計画	(土木部)
各河川整備計画	(土木部)
海岸保全基本計画	(土木部)
港湾計画	(土木部)
都市計画区域マスタープラン	(土木部)
福井県建築物耐震改修促進計画	(土木部)
福井県住宅・宅地マスタープラン	(土木部)
福井県教育振興基本計画	(教育庁)
福井県文化財保存活用大綱	(教育庁)
福井県警察大規模災害警備計画	(警察本部)
福井県警察大規模災害対応業務継続計画	(警察本部)

